

議 事 日 程 (第 1 号)

平成25年 6 月 7 日 (金曜日) 午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
行政報告
報 第 4 号 平成24年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第4 請願第1号 TPPへの参加に反対する請願
日程第5 諮 第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第6 議 第 71号 竹原保育園(仮称)新築工事(建築)請負契約の変更契約の締結について
日程第7 議 第 72号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議 第 73号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議 第 74号 下呂市新型インフルエンザ等対策本部条例について
日程第10 議 第 75号 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第11 議 第 76号 下呂市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第12 議 第 77号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第13 議 第 78号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について
日程第14 議 第 79号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第15 議 第 80号 平成25年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について
日程第16 議 第 81号 平成25年度下呂市一般会計補正予算
日程第17 議 第 82号 平成25年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算
日程第18 議 第 83号 平成25年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第19 議 第 84号 平成25年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算
日程第20 議 第 85号 平成25年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算
日程第21 議 第 86号 平成25年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算
日程第22 議 第 87号 平成25年度下呂市下水道事業特別会計補正予算
日程第23 議 第 88号 平成25年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)補正予算
日程第24 議 第 89号 平成25年度下呂市水道事業会計補正予算
日程第25 議 第 90号 平成25年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算

出席議員 (16名)

議長	中 野 憲太郎	1 番	田 中 副 武
2 番	今 井 政 良	3 番	今 井 美 好
4 番	今 井 政 嘉	5 番	各 務 吉 則

6番 山 川 博 己
8番 伊 藤 巖 悟
10番 服 部 秀 洋
12番 中 島 新 吾
15番 田 口 幸 雄

7番 中 島 博 隆
9番 一 木 良 一
11番 吾 郷 孝 枝
13番 中 島 達 也
16番 二 村 勝 己

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	野 村 誠	副 市 長	中 島 薫
監 査 委 員	杉 山 好 巳	会 計 管 理 者	川 口 太 三
総 務 部 長	熊 崎 武 司	経 営 管 理 部 長	熊 崎 和 則
市 民 部 長	二 村 敏 正	福 祉 部 長	松 村 勝 久
健 康 医 療 部 長	青 木 進 一	農 林 部 長	中 島 義 彦
観 光 商 工 部 長	二 村 文 裕	建 設 部 長	鎌 倉 聡
上 下 水 道 部 長	田 口 守 彦	環 境 部 長	今 井 弘 司
教 育 部 長	速 水 勝	消 防 長	熊 崎 守
金 山 病 院 院 長	今 井 能 和	萩 原 振 興 所 所 長	今 井 藤 夫
小 坂 振 興 所 所 長	土 川 正 文	下 呂 振 興 所 所 長	大 谷 克 己
金 山 振 興 所 所 長	池 戸 昇	馬 瀬 振 興 所 所 長	藤 森 充

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	中 丸 修 治	書 記	中 川 好 美
書 記	田 立 雅 宏		

◎開会及び開議の宣告

○議長（中野憲太郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しています。

これより、平成25年第3回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関及び広報「げろ」より取材の申し込みがございますので、これを許可いたします。

また、本日、教育長は欠席であります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（中野憲太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番 吾郷孝枝さん、12番 中島新吾君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（中野憲太郎君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの13日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの13日間に決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長（中野憲太郎君）

日程第3、諸般の報告についてを行います。

市長行政報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ごらん願います。

以上で行政報告は終わります。

報第4号 平成24年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。
経営管理部長。

○経営管理部長（熊崎和則君）

それでは、議案書の1ページのほうをお開きください。

報第4号 平成24年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成24年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成25年6月7日提出。

続いて、2ページのほうをお願いいたします。

平成24年度下呂市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

繰越事業につきましては、3月定例会において議決をいただいた内容でございますが、竹原地区保育園統合整備事業、社会資本整備総合交付金事業、小学校4校の整備・耐震補強事業など、全部で14件でございます。

繰り越し限度額としまして、全体で19億2,017万1,000円を計上しておりましたが、実際の翌年度繰り越し額は、全体で18億5,257万6,000円となりました。

減額となった理由につきましては、事業の一部が平成24年度内に完了したことや、入札の結果によります事業費の減額となっております。

それぞれの事業名、金額及び財源の内訳につきましては、2ページ、3ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

これより報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これにて諸般の報告を終わります。

◎請願第1号について（委員会付託）

○議長（中野憲太郎君）

日程第4、請願第1号 TPPへの参加に反対する請願。

お諮りいたします。ただいまの請願第1号につきましては、お手元に配付してあります請願委員会付託文書表のとおり、産業経済常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、請願第1号については、付託表のとおり産業経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎諮第6号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中野憲太郎君）

日程第5、諮第6号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

諮第6号について提案説明を求めます。

市長。

○市長（野村 誠君）

諮第6号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所、下呂市萩原町桜洞824番地、氏名、高野英子、生年月日、昭和22年12月26日。

提案理由、人権擁護委員 高野英子氏が平成25年9月30日に任期満了となるためでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明いただきました諮第6号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第6号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

諮第6号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり、高野英子さんを適任とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、諮第6号については、高野英子さんを適任者として決定いたしました。

◎議第71号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中野憲太郎君）

日程第6、議第71号 竹原保育園（仮称）新築工事（建築）請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって除斥に該当しますので、9番 一木良一君の退場を求めます。

〔9番 一木良一君 退場〕

それでは、本件についての提案説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（松村勝久君）

それでは、議案書の5ページをごらんください。

議第71号 竹原保育園（仮称）新築工事（建築）請負契約の変更契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

1. 工事名、竹原保育園（仮称）新築工事（建築）。契約の方法、事後審査型条件つき一般競争入札。3. 契約金額、変更前3億7,695万円、変更後3億7,800万円。契約の相手方、住所、岐阜県下呂市乗政538番地、氏名、丸共建設株式会社、代表取締役 一木賢二。平成25年6月7日提出。

提案理由でございます。竹原保育園（仮称）新築工事（建築）の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事、または製造の請負に該当するためでございます。

次ページをごらんください。

こちらのほうに変更内容説明資料ということで添付させていただきましたが、変更理由としましては、建物基礎の支持地盤が設定より深い位置であったため、ラップルコンクリート及び地盤改良の増加によるものでございます。ラップルコンクリート及び地盤改良の増額として100万円、それに消費税相当額5万円、合わせて105万円の増額でございます。

また、工期についても、竣工期限を当初平成25年8月30日としていたものを、建築確認申請に日数を要したこと、地盤改良候補の検討に日数を要したことのために、平成25年11月15日に変更させていただくものです。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中野憲太郎君）

お諮りいたします。ただいま説明いただきました議第71号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第71号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第71号 竹原保育園（仮称）新築工事（建築）請負契約の変更契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第71号については原案のとおり可決されました。

9番 一木良一君の入場を求めます。

[9番 一木良一君 入場・復席]

◎議第72号から議第80号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中野憲太郎君）

日程第7、議第72号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第73号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第74号 下呂市新型インフルエンザ等対策本部条例について、日程第10、議第75号 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第76号 下呂市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第77号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第78号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第79号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第80号 平成25年度下呂市下水道事業特別会計への操出について、以上9件を一括議題といたします。

議第72号及び議第73号について提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（熊崎武司君）

それでは、議案の7ページをお開きください。

議第72号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成25年6月7日提出。

提案理由です。平成24年度の人事院勧告を踏まえ、世代間の給与配分の適正化を図る観点から、関係規定を整備するものです。

10ページをお開きください。

下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱において、説明をさせていただきます。

1. 改正理由、平成24年度の人事院勧告を踏まえ、世代間の給与配分の適正化を図る観点から、関係規定を整備するものでございます。

2番、概要です。

(1)55歳を超える職員については、勤務成績が極めて良好、または特に良好である場合のみ昇給することとします。第8条第3項の関係です。

(2)施行期日、この条例は、平成25年7月1日から施行します。

続きまして、11ページをお開きください。

議第73号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成25年6月7日提出。

提案理由です。県内自治体（市）で自動車運転業務手当を支給するのは下呂市のみであり、他の自治体との均衡を踏まえ、自動車運転業務手当を廃止するもの。

15ページをお開きください。

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例要綱において、説明をさせていただきます。

1. 改正理由、県内自治体（市）で自動車運転業務手当を支給するのは下呂市のみであり、他の自治体との均衡を踏まえ、自動車運転業務手当を廃止するものでございます。

2. 概要です。

(1)スクールバス及び市長車の運転を業務とする職員に支給する特殊勤務手当を廃止し、月額給料及び時間外勤務手当を支給することで対応します。これは、第2条及び第19条の関係です。

(2)施行期日、この条例は、平成25年7月1日から施行します。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第74号について提案説明を求めます。

健康医療部長。

○健康医療部長（青木進一君）

それでは、16ページをお願いいたします。

議第74号 下呂市新型インフルエンザ等対策本部条例について。

下呂市新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり定める。平成25年6月7日提出。

提案理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、当該条例を制定するものでございます。

それでは、18ページをお願いいたします。条例要綱により御説明申し上げます。

1. 制定理由、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言によって緊急事態措置を実施すべき市町村に指定された場合、市が設置しなければならない対策本部に関し、必要な事項を定めるものでございます。

2. 概要、(1)趣旨、この条例の制定趣旨を規定しています。第1条関係でございます。

(2)職務、本部長、副本部長ほか対策本部を構成する者の職務について規定しています。第2条関係でございます。

(3)会議、対策本部の会議の招集、本部員以外の者の出席について規定しております。第3条関係でございます。

(4)部、必要と認めるとき置くことができる部について規定しています。第4条関係でございます。

(5)委任、この条例の施行に関する詳細は、本部長に委任し、別に定めることを規定しています。第5条関係でございます。

(6)附則、施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行します。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第75号から議第77号について提案説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（田口守彦君）

それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

議第75号 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成25年6月7日提出。

提案理由、水道の使用をやめる場合の制限の削除と水道法に準拠する表記変更のため、当該条例の一部を改正するものでございます。

26ページをお願いします。条例要綱により説明をさせていただきます。

1. 改正理由、条例第27条及び施行規則第25条では、水道の使用を休止する場合の条件として、1年以上水道を使用しない、かつ建物に住居しない場合としており、また休止できる期間は1年

以上5年以内と制限を設けています。水道を休止し5年経過した後は、水道の用途廃止、または使用開始の手続をすることとなり、水道使用者の費用負担が大きくなるため、水道の使用をやめる場合の制限を削除し、使用者の負担軽減を図るため改正するものです。

そのほか、条文中の表記を正確なものにするため改正します。

2. 概要、(1)から(3)は表記の改正であります。

(4)休止制度を廃止し、水道の使用をやめる場合は、全て第18条の規定による水道の使用をやめるときの届け出により処理します。第27条関係でございます。

(5)から(8)につきましては、表記の改正でございます。

次のページをお願いいたします。

(9)附則、この条例は、公布の日から施行します。この条例の施行日の前日までになされた改正前の下呂市水道事業給水条例第27条の規定による水道休止の届け出は、改正後の下呂市水道事業給水条例第18条第1項第1号の規定による届け出（水道の使用をやめるときの届け出）とみなします。附則第2条関係でございます。

続いて、28ページをお願いいたします。

議第76号 下呂市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

下呂市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成25年6月7日提出。

提案理由、水道法に準拠する表記変更及び下呂市水道事業給水条例の改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

31ページをお願いいたします。条例要綱により説明させていただきます。

改正理由につきましては、提案理由と同じですので、省略させていただきます。

2. 概要、(1)は表記の改正でございます。

(2)附則、この条例は、公布の日から施行します。

続いて、32ページをお願いいたします。

議第77号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について。

下呂市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成25年6月7日提出。

提案理由、下水道の使用開始等の届け出要件に「使用水の種別を変更した場合」を追加するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

35ページをお願いいたします。条例要綱により説明させていただきます。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので、省略させていただきます。

2. 概要、(1)使用開始等の届け出、届け出の要件に「使用水の種別を変更した場合」を追加します。第24条第1項関係でございます。

(2)附則、この条例は、公布の日から施行します。

以上です。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第78号について提案説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（二村文裕君）

それでは、議案書36ページをお開きください。

議第78号 下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例について。

下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。平成25年6月7日提出。

提案理由でございますが、条例別表中における各施設の表記、合掌村入場料金における団体料金、減免対象者及び減免率を変更するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で御説明をいたしますので、41ページをお開きください。

下呂市下呂温泉合掌村条例の一部を改正する条例要綱。

改正理由でございますが、下呂温泉合掌村の施設名称は、その展示物等により摘要欄で表記されておりますが、来村者の集客を図るため、随時展示物の変更を行わなければならない、建物の総称に改めます。また、料金関係につきましては、従前の料金体系であり、団体客の利用を促進するため、料金体系及び減免等を改めます。以上の理由によりまして、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要でございますが、(1)合掌の里及び歳時記の森の摘要欄について、表記を統一して建物の総称名称に改めます。また、遊園施設を削除し、歳時記の森の摘要欄に移行いたします。第1条、別表第1関係でございます。

(2)下呂温泉合掌村料金のうち、区分及び割引率を削除し、人数別、大人、小人を改定いたします。また、当日利用者及び入場料金の同一団体で3カ月以内に利用した団体に適用する規定を削除いたします。第9条の別表第2関係でございます。

(3)下呂温泉合掌村料金のうち、遊園施設等利用料金及び備考2を削除し、セット券並びに市民料金の大人、小人を追加いたします。第9条、別表第2関係でございます。

(4)下呂温泉合掌村の入場料金の減免対象者等及び減免率のナンバー2から8まで、11から13、並びに備考の1から4を削除し、9の身体・療育手帳給付者を1の身体・療育・精神手帳所有者改め、10の身体・療育手帳給付者の付き添い者を2の身体・療育・精神手帳の所持者の付き添い者（1名）に改め、1の市内の保育園、小・中学校、高等学校の課外研修を3の市内の保育園、小・中学校、高等学校の研修会等に改め、14の市長が特に必要と認める者を4の市長が特に必要と認める者及び団体に改めます。第9条別表第3関係でございます。

(5)施行期日でございますが、この条例は、平成25年7月1日より施行をいたします。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第79号について提案説明を求めます。

消防長。

○消防長（熊崎 守君）

それでは、議案書の42ページをお開きください。

議第79号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について。

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成25年6月7日提出。

提案理由、消防法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、当該条例の一部を改正ものでございます。

改正理由については、条例要綱で御説明をします。45ページをお開きください。

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、消防法施行令の一部を改正する政令の公布により、検定対象機械器具等の範囲に定める品目の見直しが行われたことに伴い、当該政令を引用する部分の改正を行うものでございます。

2. 概要、(1)消防法施行令の引用を、「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改めるものでございます。

(2)施行期日、この条例は、平成26年4月1日から施行します。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第80号について提案説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（熊崎和則君）

それでは、議案の46ページのほうをお願いいたします。

議第80号 平成25年度下呂市下水道事業特別会計への操出について。

地方財政法第6条の規定により、平成25年度下呂市一般会計は次のとおり、平成25年度下呂市下水道事業特別会計へ繰り出しするものとする。繰り出し額1,178万3,000円。平成25年6月7日提出。

提案理由、下呂市第5期介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス事業所の建設予定に伴い、下水道排水量調査設計に係る経費を基準外繰り出しすることについて議決を求めるものでございます。

下呂市第5期介護保険事業計画に基づきまして、現在、小坂町坂下地内におきまして地域密着型サービス事業所の建設が予定され、準備が進められております。この事業所につきましても、汚水を下水道へつなぎ込むということでございますが、その流量が増加することとなります。公共下水道小坂処理区におきましては、計画の時点において、この事業所の設置を想定しておらず、計画排水量を超過するおそれがあることから、調査設計の必要が生じたものでございます。

以上のように、今回の下水道排水量調査設計に係る経費につきましても、介護保険事業計画に基づく事業所設置が起因したものでございます。一般会計で負担することが適当であることから、基準外繰り出しとして議会の議決をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

これより本9件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第72号から議第80号までの上程9議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第72号から議第80号までの上程9議案につきましては、付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第81号から議第90号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中野憲太郎君）

日程第16、議第81号 平成25年度下呂市一般会計補正予算、日程第17、議第82号 平成25年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算、日程第18、議第83号 平成25年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第19、議第84号 平成25年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算、日程第20、議第85号 平成25年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算、日程第21、議第86号 平成25年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算、日程第22、議第87号 平成25年度下呂市下水道事業特別会計補正予算、日程第23、議第88号 平成25年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算、日程第24、議第89号 平成25年度下呂市水道事業会計補正予算、日程第25、議第90号 平成25年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算、以上10件を一括議題とします。

議第81号から議第90号までの提案説明を求めます。

市長。

○市長（野村 誠君）

ただいま一括上程されました議第81号から議第90号までの補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正予算につきましては、4月の人事異動に伴う職員給与費等の補正、教材費の負担金率変更による増額及び退職手当組合特別負担金の増額など、人件費に係る補正が主な内容であります。また、これに伴う各会計間の繰入金、繰出金の調整もあわせて行っております。

また、議第80号で御説明しました内容でございますが、下水道事業特別会計では調査・設計費と、一般会計では繰出金を計上しております。

ほかには、議第81号 平成25年度下呂市一般会計補正予算では、県の農業振興補助事業や緊急雇用創出事業、臨時特例基金事業の採択を受けての増額補正などが主なものであります。また、

一般会計において不足する財源につきましては、財政調整基金を繰り入れ、充当するものであります。

議第82号から第90号までの各特別会計、企業会計の補正予算につきましても、先ほど申し上げましたように人件費に係る補正が主な内容でございます。

詳細につきましては、各担当部長が説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

それでは、議第81号について詳細説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（熊崎和則君）

それでは、議第81号 平成25年度下呂市一般会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページのほうをお願いいたします。

平成25年度下呂市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,517万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも202億6,097万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は第2表によるものでございます。平成25年6月7日提出。

続きまして、2ページのほうをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

14款国庫支出金は449万7,000円の増額、15款県支出金は2,322万2,000円の増額となっております。県補助金につきましては、竹原保育園の建設に係るものとして1,404万2,000円、農業振興補助事業として355万2,000円、緊急雇用創出事業として598万5,000円などの交付決定を受け、増額となっております。

18款の繰入金金は、財源調整として財政調整基金7,000万円を増額するものでございます。

21款の市債は、竹原保育園建設分として1,340万円の減額となっております。

続きまして、3ページのほうが歳出となっております。

歳出予算につきましては、4月の人事異動及び共済負担金の率の変更などによる給与費の補正と、これに伴います特別会計繰出金の調整を含めて、人件費に係る補正を計上させていただいております。

主な内容について説明をさせていただきます。

2款総務費は5,581万3,000円の増額でございます。ほとんどが人件費の調整でございますが、退職手当組合の特別負担金として561万7,000円などが含まれております。

3款民生費は1,112万円の減額でございます。特別会計繰出金の調整を含め、人事異動に関係した補正が主なものでございます。

4 款衛生費におきましても同様でございますが、823万9,000円の減額となっております。旧下呂地域最終処分場ののり面崩落防止のための測量設計費354万8,000円を計上しております。

6 款農林水産業費では1,283万円の減額となっておりますが、農業費の中では農業者が行います農業施設整備に対して、県農業振興補助事業の採択を受けたことにより補助金355万2,000円を追加いたしております。

7 款商工費は2,115万6,000円の増額でございます。

4 ページのほうの観光費で、小坂の滝めぐり後継者育成に係る事業が緊急雇用創出事業の採択を受けまして598万6,000円の追加となっております。

8 款土木費は1,059万8,000円の増額でございます。道路橋梁費では、国庫補助金の交付内容の変更による事業変更がございます。都市計画費では、下水道事業特別会計への基準外繰出金1,178万3,000円が含まれております。

9 款消防費は1,244万6,000円の増額でございます。防火水槽整備事業におきまして、前倒し実施によります事業箇所の変更がございます。

10 款教育費は、人事異動に係る補正が主な内容でございます。

14 款予備費につきましては、今後の不測の事態に備え、2,296万7,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

市債の民生費におきまして1,340万円の減額としておりますが、竹原保育園建設に係る県補助金の交付決定を受けての減額となっております。

7 ページからが、今ほど申しとめました歳入歳出補正予算の事項別明細書となっております。

44 ページのほうをお願いいたします。

こちらは、特別職についての給与費明細書でございます。

下段の比較欄をごらんください。

その他の特別職の報酬は161万4,000円の減額となっております。

続いて、45 ページが一般職員の給与費明細書でございます。

上の表、総括の比較欄をごらんください。

一般会計での職員給料、手当は合わせて1,679万8,000円の増額、共済費は負担率の変更などで3,165万3,000円の増額でございます。

下の表が職員手当の内訳となっております。

49 ページをお願いいたします。

地方債の調書となっております。

表の右下が平成25年度末の残高見込み額となっております。262億9,974万円となる見込みでございます。

以上で、平成25年度下呂市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく御審議

のほどお願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第82号及び議第83号について詳細説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（二村敏正君）

それでは、補正予算書の51ページをお開きください。

議第82号 平成25年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。

平成25年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,004万円とする。平成25年6月7日提出。

それでは54ページ、事項別明細書をお願いします。

歳入ですが、人事異動に伴う給与費の減額補正で、一般会計からの繰入金1,500万円の減額。そして次のページ、歳出で同額の給与費の減額でございます。

続いて、59ページをお願いいたします。

議第83号 平成25年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度下呂市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,251万8,000円とする。平成25年6月7日提出。

62ページが事項別明細書ですが、少額ではありますが歳入の諸収入の保険料還付金は、住民税の修正申告等により保険料が減額され、広域連合からの還付を受けて67万8,000円の増額補正でございます。それで次ページの歳出、保険料還付金で保険者に同額を還付するための増額補正でございます。

以上、2会計の補正について御審議よろしく申し上げます。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第84号及び議第85号について詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（松村勝久君）

それでは、補正予算書の65ページをお開きください。

議第84号 平成25年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ374万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億775万6,000円とする。平成25年6月7日提出。

続きまして、68ページをお開きください。

補正予算の事項別明細、主に説明欄にて説明させていただきます。

まず歳入につきましては、寄附金5,000円と、一般会計から繰入金としまして小坂老健施設分181万5,000円の増と居宅予防サービス計画事業分556万4,000円の減、合わせまして374万9,000円の減を計上しておりますが、主に4月の人事異動に伴う給与手当等の人件費分に係る繰入金の増減によるものでございます。

69ページからは歳出になりますが、そのうち総務管理費の上段で、小坂老人保健施設一般経費40万6,000円の工事請負費でございますが、これは老健施設の天井から雨水の漏水が発生したため、至急修繕する必要があり、工事請負費として計上させていただきました。

ページをめぐっていただきまして、70ページ上段になりますが、小坂老人保健施設介護サービス事業費としまして、臨時の介護補助員1名の賃金及び等の計上でございます。それ以降の分につきましては、人事異動に伴うものでございます。

続きまして、介護保険特別会計保健事業の説明させていただきますが、75ページをごらんください。

議第85号 平成25年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,399万7,000円とする。平成25年6月7日提出。

こちらにつきましても、人事異動に伴うものが主でございますが、歳入につきましては78ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正に伴う歳出額の増減に伴う、国及び県の補助額の増減でございます。国庫補助金マイナス109万4,000円、県補助金54万7,000円の減、どちらも地域支援事業交付金でございます。

同じく78ページ、下段につきましては一般会計からの繰入金でございますが、職員給与費等の部分及び地域支援事業繰越金の減額と、合計で186万円の増となっております。

80ページ以降につきましては、先ほど申しましたように職員給与費、地域包括支援センターの管理費等の人事異動に伴う減額でございます。

82ページの任意事業でございますが、こちらにつきましては、地域自立支援事業のうちの養護老人サービスの短期入所者の利用増に伴う42万円の増額でございます。

以上、両会計につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第86号及び議第87号について詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（田口守彦君）

それでは、補正予算書の85ページをお願いいたします。

議第86号 平成25年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。平成25年6月7日提出。

88ページをお願いいたします。

一般管理費772万6,000円につきましては、人事異動による補正でございます。

次のページの下段でございますが、施設整備費123万1,000円の補正につきましては、金山簡易水道施設整備でございます。これにつきましては、配水管の布設がえ工事ということでございます。

次のページ、90ページでございますが、予備費897万1,000円の減額は、予備費から人件費、それから施設整備費を補うものでございます。

続きまして、93ページをお願いします。

議第87号 平成25年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,178万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億488万3,000円とする。

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年6月7日提出。

96ページをお願いいたします。

歳入ですが、一般会計繰入金、議第80号で経営管理部長が説明した1,178万3,000円でございます。

歳出ですが、一般管理費の1,034万1,000円は人事異動による減額でございます。

次に、98ページをお願いいたします。

施設管理費、表の中段にあります特定環境保全公共下水道施設管理費263万8,000円の補正につきましては、金山処理区の施設整備の修繕費でございます。

続きまして、農業集落排水施設管理費473万円の補正は、萩原地内の農業集落排水施設管理費の修繕費でございます。

続きまして、下段でございますが、特定環境保全公共下水道施設整備費1,178万3,000円の補正は、小坂地内に介護施設が建設されるため、排水量を超えるため、当初計画の容量を超えるということで施設改良のための詳細設計の委託料でございます。

予備費につきましては、人件費の減額を当該管理費の補正額に振り分け、残額を予備費に増額補正をするものでございます。

以上、よろしく審議をお願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第88号について詳細説明を求めます。

健康医療部長。

○健康医療部長（青木進一君）

それでは、103ページをお願いいたします。

議第88号 平成25年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）

でございます。

平成25年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ779万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,954万1,000円とするものでございます。平成25年6月7日提出。

それでは、106ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款診療収入、1項医業収益のその他の医業収益で107万7,000円の増額、これは高山市高根診療所への医師派遣に係る報酬を追加するもの等と、6款、一般会計からの繰入金運営費分ですが、930万6,000円の減額が主なものでございます。

続きまして、107ページからの歳出について御説明を申し上げます。

まず1款総務費の一般管理費で104万7,000円の減額です。これは、人事異動に伴う職員給与費の減額が主なものでございます。

次、108ページの2款医業費716万2,000円の減額につきましても、職員給与費と臨時雇用賃金の減額が主なものでございます。

次、109ページ、3款施設整備費41万円の増額につきましては、自動尿分析装置をふぐあいにより更新するためのものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第89号について詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（田口守彦君）

補正予算書の115ページをお願いいたします。

議第89号 平成25年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成25年度下呂市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成25年度下呂市水道事業会計予算（以下、予算という）第3条に定めた収益的支出を次のとおり補正する。2款水道事業費用、補正予定額227万8,000円。

第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費、216万円。平成25年6月7日提出。

これにつきましては、人事異動による人件費の補正ですので、説明のほうは省略させていただきます。

○議長（中野憲太郎君）

続いて、議第90号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（二村文裕君）

それでは、予算書125ページをお開きください。

議第90号 平成25年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成25年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算は、次に定めることによるものでございます。

第2条、平成25年度下呂温泉合掌村事業会計予算を次のとおりに補正するものでございます。第1款の下呂温泉合掌村事業費用のうち、第1項の営業費用を41万9,000円減額補正をいたしまして、事業費用の補正後の金額が2億8,202万9,000円となります。

次ページをお願いいたします。

第3条、予算第6条に定めた職員給与を計上しております。平成25年6月7日提出。

127ページから132ページまでにおきましては、諸表でございますので、次に133ページをお開きください。計画明細書のほうで御説明を申し上げます。

上から3段目の一般管理費の補正額16万4,000円の増額でございますが、これは主なものとして共済負担金の率変更による増額でございます。

その下の2. 施設経営費の58万3,000円の減額補正でございますが、これは人事異動による補正でございます。

これらを差し引きまして、上の41万9,000円の減額補正を行うものでございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（中野憲太郎君）

これより本10件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

個々の質問ではなくて、大きな枠組みの質問をしたいと思うんですけれども、3月の本予算のときに国のほうが補正予算を組みまして、ことしの場合は15カ月予算でいくんだというような国の方向が示されました、13兆円でしたか。地域の元気臨時交付金を大いに使って住民の皆さんのためになる事業を前倒ししてでもやれるんじゃないかということで、私も3月の予算のときにそういう発言をしました。ところが、今回出された補正予算を見て、それに係るようなものが一つも見当たらないんですが、ほかの自治体では、例えば学校にエアコン設置だとか、いろんな形で具体化している自治体があるのに、なぜ下呂市はこういう形で全然ないのか。この点だけお聞かせください。

○議長（中野憲太郎君）

経営管理部長。

○経営管理部長（熊崎和則君）

国のほうの元気臨時交付金でございますが、3月に一部市の事業として補正した部分もござい
ますが、その内容につきましては、ようやく5月の末になりまして国、県のほうから限度額が下

呂市に対して示されました。およそ4,000万近い額になっております。それにつきましては、今現在早期に今年度内の事業執行ということでございますので、補正予算化に向けて今調整をしておりますので、補正予算が整え次第、また議会のほうへもお諮りしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中野憲太郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第81号から議第90号までの上程10議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第81号から議第90号までの上程10議案につきまして、付託表のとおり、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（中野憲太郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日8日と明後日9日は休会となります。

次の議会は6月10日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦勞さまでございました。

午前11時04分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年6月7日

議 長 中 野 憲太郎

署名議員 11番 吾 郷 孝 枝

署名議員 12番 中 島 新 吾